

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了します

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用を(マイナ保険証)を基本とする
仕組みに移行します。

ただし移行後も...

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、 最長1年間使用できます。

※国保・後期高齢者医療の有効期限は令和7年7月31日までです。



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いします

STEP1

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①役場窓口で申請
- ②オンライン申請
(パソコンスマートフォンから)
- ③郵便による申請



STEP2

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ①役場窓口で登録
- ②医療機関・薬局の
カードリーダー
- ③セブン銀行ATM

マイナンバーカードをお持ちでない方もご安心ください

保険証に代わる「資格確認書」が交付されますので、そちらを医療機関などの窓口で提示することにより、引き続き保険診療を受けられます。



政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくこと** で資格確認書をお届けします。
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

